答弁第一〇一号平成二十三年三月八日受領

内閣衆質一七七第一〇一号

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出本年二月七日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する

衆議院議員浅野貴博君提出本年二月七日の 「北方領土の日」 における菅直人内閣総理大臣の発言に関

する再質問に対する答弁書

一及び二について

菅直人内閣総理大臣が、 いかなる戦略に基づいて御指摘の発言を行ったかについては、 相手国との関係

もあり、お答えすることは差し控えるが、先の答弁書(平成二十三年二月二十五日内閣衆質一七七第七一

一及び二について及び三及び五についてでお答えしたとおり、御指摘の発言は、 菅直人内閣総理大臣

が、 北方領土問題を一刻も早く解決してほしいと強く願う日本国民の思いを自らの言葉で述べたものであ

り、御指摘の発言が我が国の国益を損ねたとは認識していない。

三について

先の答弁書(平成二十三年二月二十五日内閣衆質一七七第七一号) 四についてでお答えしたとおり、 御

指摘の発言については、政府として、平成二十三年二月十一日に行われた日露外相会談の場等において口

シア側に説明しており、現時点において、菅直人内閣総理大臣からメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領

に対し、御指摘の発言について直接説明を行う考えはない。